

【新】若狭町オフィス誘致促進事業補助金



若狭町では、町内にオフィスを設置する県外事業者の方に対して、オフィスを設置する際の費用の一部を助成します。

■補助対象者

町内に新たに事業所を設置する県外事業者

■対象業種

オフィス（IT関連事業、デザイン、設計等事務系事業）

■要件

- ①操業開始から1年以内に3名以上（U・イターン者のみの場合、1名以上）を雇用すること。
- ②5年以上、事業を継続すること。

■補助対象経費等

補助対象経費	補助率	補助限度額
①土地建物の取得・改修	50%	1,500万円/3年間 (Uイターン1名以上 750万円/3年間)
②土地建物の賃借	50%	
③事務機器等の取得	50%	
④事務機器等のリース	50%	
⑤通信回線使用料	100%	
⑥U・イターン新規雇用	30万円/人	9人/1企業
⑦U・イターン子育て世帯雇用	50万円/世帯	450万円
⑧U・イターン住居賃借料	50%	180万円/1年

【補助総額】 雇用者3名以上の場合 2,400万円
雇用者U・イターン者1名以上の場合 1,650万円

